

第28回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年10月21日（月）午後1時30分
場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
- (2) 報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分取下げについて
- (3) 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第5号 非農地証明願について
- (8) 議案第6号 農用地利用集積計画について
- (9) 議案第7号 農地中間管理事業について
- (10) 議案第8号 令和2年度農地等利用最適化推進施策の意見書（案）について

5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

- | | |
|-------------|------------|
| 1 番 木村 光一 | 3 番 石崎 陽一 |
| 4 番 唐橋 洋子 | 5 番 小沼 伸枝 |
| 6 番 吉成 一 | 7 番 助川 悦夫 |
| 8 番 越沼 良 | 10 番 相馬 和恵 |
| 11 番 細岡 則雄 | 12 番 高崎 真一 |
| 13 番 佐藤 長次 | 14 番 荒井 一夫 |
| 15 番 中山 知代子 | 16 番 阿見 芳 |
| 17 番 津久井 勝之 | |

6 欠席委員（2名） 2 番 清水 眞理子 9 番 鈴木 賢一

7 本委員会に出席した職員

- (1) 事務局長 長谷川 淳
- (2) 農業振興係長 伊藤 甲文
- (3) 農地調整係長 海野 計洋
- (4) 農地調整係主査 須藤 義尚
- (5) 農地調整係主事 長谷川 慎弥

- (6) 農業公社業務係長 小林 正 尚
(7) 農政課農政係主任 和 久 翔一郎

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） それでは早速荒井会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫） <あいさつ>

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は15名であり、定足数を満たしております。ただいまから第28回農業委員会総会を開会いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。

<異議なし>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には6番吉成委員、7番助川委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長をお願いいたします。

議 長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（海野 計洋） <総会資料に基づいて読み上げ、1～2ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<唐橋委員挙手>

唐橋 洋子委員 たいしたことではないのですが、番号1番で譲渡人の住所が違うのではないのでしょうか。

事務局（海野 計洋） 大変失礼いたしました。下石上ではなく上石上の誤りです。訂正くださいますようお願い申し上げます。

議 長（荒井 一夫） それでは訂正をお願いします。その他ございませんか。
<質疑なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定による許可処分の取下げについて」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（海野 計洋） <総会資料に基づいて読み上げ、3ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（海野 計洋） <総会資料に基づいて読み上げ、4～6ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。木村委員。

現地調査担当委員（木村 光一） 去る10月15日、現地調査班第2班が担当いたしましたして、事務局と地元推進委員の河崎委員と調査したところ、ただ今事務局が説明したとおりであります。申請者も引き続き耕作する意思を持っているとのことでありまして、何ら問題ないと思われまして、以上報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましてので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第1号は、原案のとおり証明することといたします。

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（長谷川慎弥） <総会資料に基づいて読み上げ、7ページ>

議長（荒井 一夫） 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。木村委員。

現地調査担当委員（木村 光一） すみませんが、事務局と確認したいことがあるので、休憩をいただけますでしょうか。

議長（荒井 一夫） はい、暫時休憩といたします。

<休憩 午後1時53分>

<再開 午後1時54分>

議長（荒井 一夫） それでは、木村委員の報告から会議を再開いたします。木村委員。

現地調査担当委員（木村 光一） 議案第2号の案件について報告いたします。農地法第3条の規定による許可申請が7件ございました。地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないという報告をいたしますが、4番の案件につきまして、私も地元の方から話を聞

いたところ、いろいろ検討した結果、大丈夫だろうということでありまして、本日の案件については問題ないという報告をいたします。以上です。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料に基づいて読み上げ、8～9ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。木村委員。

現地調査担当委員 (木村 光一) 調査結果についてご報告いたします。番号1は自宅進入路の拡張であります。第1種農地ではありますが、生活道路として必要だろうという現地の見解がありました。番号2は当該農地の周りがすべて宅地という現状を現地で確認してまいりました。これら2件の農地法第4条の規定による許可申請については、何ら問題ないものと思われまます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございますか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は7件であります。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ、10～16ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。木村委員。

現地調査担当委員 (木村 光一) 5条許可申請について報告いたします。番号2は、一度取り下げて再申請をしてきた案件で、私ども調査班も何回か現地を見ております。このような手続きになってしまったところは、もう少し何とかならなかつたのかと思うところはありませんでしたが、とりあえず現状では問題ないと思われまふ。もう1点、番号5は事務局でも面積が大きいと説明があつた案件であります、許可後の取扱いを適切にお願いしたいと思ひます。以上2件については少し申し上げましたが、これらを含む農地法第5条の規定による許可申請7件について、地元推進委員と現地調査したところ、何ら問題ないと報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりまふので、質疑に移ります。質疑はございませぬか。それでは、まず小沼委員。

小沼 伸枝委員 2番の案件で、面積を減らして再申請した理由は何ですか。

議 長 (荒井 一夫) 事務局からもう一度説明してください。

事務局 (須藤 義尚) 面積を減らした理由ですが、隣接者からの申し出により公図と現況が違ふ点を協議した結果、公図に合わせることとなり、面積を減らして事業区域を変更したため、再申請に至つたものであります。

議 長 (荒井 一夫) よろしいですね。それでは細岡委員。

細岡 則雄委員 2番の案件ですが、3ページの報告第2号も本件と同一人物かと思ひますが、住所が違つています。どちらが正しい住所なのか。

事務局 (須藤 義尚) 大変失礼いたしました。どちらも同じ人物でありまして、住所は親園になります。報告第2号の住所が間違つておりまして、申し訳ございませぬでした。

議 長 (荒井 一夫) その他ございませぬか。

<越沼委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、越沼委員。

越沼 良委員 番号6番ですが、ここは仕事柄よく通るのですが、この場所にはすでにテナント募集の看板が立っています。現地調査でも確認はされているかと思ひますが、看板設置については問題ないのか、お聞きします。

事務局 (須藤 義尚) 確かに現地を見ますと、耕作はされておらず、草刈等適正管理はされております。所有者の方が土地の処分にあたり今回の譲受人に相談をされておありまして、委員おっしゃるとおり、許可前に看板を立てることは好ましくないと思ひます。

<事前着工の声あり>

現地の状況は、事前着工ということはなく、草刈等の適正管理がなされているところではあります。

越沼 良委員 私も遠めに見て、ただ直管パイプを刺しているだけの簡易な作りであるので、事前着工とまでは言えないのですけれども、農業関係の規定ではなく、宅建業法関係で引っ掛かってくる案件かと思うので、とりあえず、こちらの方から注意等々できればいいと思います。

事務局 (須藤 義尚) かしこまりました。そのように対処していきたいと思えます。ありがとうございました。

議長 (荒井 一夫) よろしいですね。それでは他にございますか。
<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員。

木村 光一委員 今回の現地調査班として見落とししていたこと、深くお詫び申し上げます。私ども現地に入った時、看板の正面ではなく、後ろ側から入って、看板があるなと思っていました。これからの現地調査では、視野を広くして、今回指摘をいただいたことを生かしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長 (荒井 一夫) その他ございますか。
<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 他に質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号2番と5番の2件を除いて、原案のとおり許可することとし、また、2番及び5番を許可相当として栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願ひします。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は、申請番号2番と5番の2件を除いて原案のとおり許可することといたします。また、2番及び5番を許可相当として、栃木県農業会議に意見を求めることといたします。

議長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「非農地証明願ひについて」を上程します。申請件数は4件あります。はじめに事務局から説明を願ひします。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づいて読み上げ17~20ページ>

議長 (荒井 一夫) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願ひします。木村委員。

現地調査担当委員 (木村 光一) それでは議案第5号非農地証明願ひの調査結果について報告します。申請地及び周辺の状況から見て、20年以上前から非農地であったもの、特に大正時代と古いものがありました。また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われま

す。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<小沼委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、小沼委員。

小沼 伸枝委員 番号4ですが、本件のいきさつについて説明をお願いします。

事務局 (須藤 義尚) 本件ですが、昭和53年、黒羽町のときに農業用倉庫敷地として4条転用許可を受けております。本来であれば、この許可をもって、地目の変更登記、田から宅地への変更登記をするべきところ、これをしていませんでした。ただ、倉庫は平成30年の時に、雨で傾いてしまい、取り壊しており、土地は更地になっています。今回、願出人が確認したところ、地目が田のままであるので、現状に是正しようとする際、当時の4条許可書があれば変更登記できるのですが、許可書は紛失していること、また、当時の許可どおりに倉庫が建っていれば、転用事実確認証明で対応できたのですが、取り壊しているためそれもできないということであります。それで、地目変更ができるようにするためには非農地証明が一番適切でありますことから、今回の申請願いに至ったものであります。

小沼 伸枝委員 登記をしていなかったということなのですね。わかりました。

議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第6号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明願います。

事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて読み上げ、21~23ページ>

農地所有者代理事業 計 7件

農地売買等事業 計 2件

農地中間管理機構特例事業 計 1件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
- 議 長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。
＜全委員起立＞
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第 6 号は、原案のとおり承認することといたします。
次に、議案第 7 号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明を願います。
- 事務局 (和久翔一郎) ＜総会資料に基づいて読み上げ、24～25ページ＞
農用地利用集積計画 計2件
農用地利用配分計画 計2件
- 議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
＜挙手なし＞
- 議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
＜全委員起立＞
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第 7 号は原案のとおり承認することといたします。
次に、議案第 8 号「令和 2 年度農地等利用最適化推進施策の意見書（案）について」を上程します。事務局から説明願います。
- 事務局 (伊藤 甲文) 議案第 8 号「令和 2 年度農地等利用最適化推進施策の意見書（案）について」ご説明申し上げます。資料は 26 ページから 27 ページになります。
意見書作成にあたりまして、委員の皆様、農業関係団体に要望等の提出をご依頼しましたところ、今回、農業委員 6 名、農地利用最適化推進委員委員 9 名から提出がありました。こちらの要望内容については、過去の要望事項に対する市の回答状況等を踏まえ、要望趣旨をできるだけ生かしまして、5 項目の要望事項にまとめ、それを意見書としております。前回の 9 月総会の際に事前にお目通しをいただきたいということでお配りしましたが、委員の皆さんからのご意見での修正はございませんでしたが、事務局で若干の表現の修正をさせていただきまして、案とさせていただきます。
それでは、項目ごとに趣旨についてご説明申し上げます。
第 1 は農業関係予算を確保することについてであります。市の財政状

況が厳しいことを踏まえ、来年令和2年度の農林水産業費の予算割合を今年度と同じ予算割合とすることを要望するものです。

第2は担い手への支援要望についてであります。様々な担い手への優遇施策により、生産基盤の弱体化を防ぐ手立てを講じるよう要望するものです。

第3は鳥獣被害防止対策についてであります。農家が安心して営農できるようにするためには、捕獲に重点を置いて対応いただくよう要望するものです。

第4は市役所・行政機関の連携についてであります。1点目は災害復旧対応等に対する役所内部組織、関係機関との連携体制の確立を要望するものです。2点目は農福連携の仕組みづくりについて要望するものです。

第5は農家への情報提供についてであります。補助制度など農業者が知らなかったことがないように分かりやすい周知について要望するものです。以上5項目にわたる意見書(案)となっております。

本日はご審議ののち、本議案が議決されましたら、本意見書を市長及び議長に提出いたします。日程は、10月30日(水)を予定しております。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤委員挙手>

佐藤 長次委員 第3の鳥獣被害防止対策です。私自身、意見書を出していなかったのですが、修正していただきたく意見を申し上げます。

最終的には駆除することが望ましいのですが、それまでにはかなりの時間と手間とお金がかかります。また、イノシシは人間よりも頭がいい動物なので、いろいろな対応が必要となります。そこで電気柵であります。電気柵の補助金は、たぶん3年位前までは、補助率3分の2、上限20万円となっていたかと思います。それが、昨年度の補助率を見ますと2分の1となって、率が下がっています。そこで、以前の補助率に戻していただくことで、農家の経費節減にもなりますし、意欲も湧くことにもなります。現状は電気柵以外に対応することがなかなか難しいところあります。また、確実に効果はあります。須賀川地域ではほとんどが電気柵をやっております。この電気柵への理解も最近やっと電気柵のない地域の方からもいただけるようになりました。補助率の削減は望ましくないのです、できるならば、今言った補助率の数字を入れて具体的に要望書提出をよろしく願いできればと思っております。

- 議 長 (荒井 一夫) それでは、事務局長から回答いただけますか。
- 事務局 (長谷川 淳) 佐藤職代のお気持ちも十分わかるのですが、今回の意見書の中身は、令和2年度以降市の予算が厳しくなることがあり、それを踏まえた上での要望が前提にあります。補助率を上げていただきたいという部分ですが、来年度予算で市の単独補助金は20%カットという指示がされており、そういう言葉を入れて、市長等に要望することは難しいのではと考えております。
- 佐藤 長次委員 数字を入れることは難しいという事務局長の話ですが、その20%カットという話は初めて知りました。ただ、重点化で困ったところに配分していただくことは無理な要望ではないと思います。農家の生産意欲を低下させないためにも、農業委員の思いとして、予算配分の見直し対応を検討いただければと思います。
- 事務局 (長谷川 淳) 見直しすることもできないわけではないと考えますが、正式に市長等に提出することから、文言をお示しして、皆さんに全て確認いただくことが基本となります。そうすると提出日が来週10月30日で決まっている状況で、いろいろな事務作業の時間的な部分が厳しいことをご理解いただければと思います。
- 佐藤 長次委員 本来であれば、先月の修正依頼の時にこの話ができればよかったのですが、遅くなって申し訳ございません。我々としては切実な要望です。今後、何かの機会があれば対応をお願いしたいと思います。
- 議 長 (荒井 一夫) 今のお話ですが、来年度の予算が厳しいという状況で、まずは第1に掲げてあるように予算を確保することが最優先であります。市長、議長への意見書提出の時は、佐藤職代も出られると思いますのでその場で具体的な思いを伝えていただければと思います。
- その他ご意見、要望等ございますか。木村委員。
- 木村 光一委員 今イノシシのことで佐藤委員の切実なる思いが伝わったことと思います。ところで、この意見書には予算の関係で掲載が難しい部分もあるのかもしれませんが、字句の訂正は、昨年もそうでありましたが、間に合わせていただいております。それなので、せっかく出していただいた意見をさらに通やすくするために、農業委員会としていろいろできたらと思っております。まだ、可能性はあるのかな。難しいところかもしれませんが、考えていければと思います。
- 議 長 (荒井 一夫) その他ございますか。
- <事務局挙手>
- 事務局 (長谷川 淳) 会長、よろしいですか。
- 議 長 (荒井 一夫) はい、事務局。

- 事務局 (長谷川 淳) 佐藤職代、木村委員からありましたとおり、意見書の第3の文言ですが、佐藤職代が望んでいます「電気柵の補助率」について追加したいと思います。それでは、(案)の文言に追加する文言を読み上げます。「また、電気柵設置にかかる補助制度を見直し、補助率の引き上げについても併せて要望いたします。」このような文言ではいかがでしょうか。
- 佐藤 長次委員 たびたびすみません。今局長の判断で補足として電気柵の補助率を入れていただけますと大変ありがたく思っております。修正して追加していただけますと、関係する方たちの思いが届くことになり、大変うれしく思います。
- 事務局 (長谷川 淳) それでは今言った文言で、改めてこの意見書についてのご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。
- 議 長 (荒井 一夫) この件について何かございますか。
＜挙手なし＞
- 議 長 (荒井 一夫) ご意見がないようなのですが、30日の提出の折には、災害対応もありますが、何といたっても農業予算が減額されないようにとりあえずはこういったことを重点に要望したいと思っておりますが、いかがでしょうか。
＜挙手なし＞
- 議 長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案に先ほどの追加文言を加えて承認することに賛成の方は、起立願います。
＜全委員起立＞
- 議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第8号は原案に追加文言を加えて承認することといたします。また、予算について現額がないように要望してまいりたいと思います。
本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。
次に、その他に入ります。議事案件以外に委員のみなさまからご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
＜台風19号による被害状況について報告＞
- 議 長 (荒井 一夫) 皆さまから他にないようですので、以上で第28回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時10分 閉 会